

内容質問回答書

No. 22

件名	山口市立小中学校及び学校給食センターで使用する電気（高压電力）の購入事業		
工事場所 履行場所 納品場所	小中学校50校及び学校給食センター4施設		
入札（開札）年月日	令和7年11月7日		
質 問 事 項		質問受理日	令和7年10月15日
17. 請求書の表記について、 【繰上検針（計量日1日）の場合】 弊社の料金算定の都合上、2025年4月1日から2025年4月30日まで使用した電気料金は、2025年4月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2025年4月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 【分散検針（計量日1日以外）の場合】 弊社の料金算定の都合上、2025年4月18日から2025年5月17日まで使用した電気料金は、2025年5月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2025年5月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 18. 燃料費調整について 弊社では契約期間中に燃料費等調整制度を適用することを前提として単価設定を行っております。（入札時の単価には燃料費調整額は含まれておりません） 契約期間中に適用する燃料費等調整制度について入札時にみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）が公表している最新の約款（以下、みなし小売約款）に基づいた算定方法を契約期間中適用する認識でよろしいでしょうか。 また、契約期間中にみなし小売約款が改定されても、契約期間満了までは契約開始時と同じ算定方法を継続いたしますがよろしいでしょうか。			
回 答 事 項		回 答 日	令和7年10月22日
17. 不都合はありません。 18. 燃料費調整額は仕様書5（1）④に記載のとおり算出してください。また、みなし小売約款が改定された場合も、同様に算出してください。			
回答担当所属	所 属 名	教育総務課	
	電 話 番 号	083—934—2947	